◎新潟県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　新発田津川線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字加治ノ下5721番４まで	新	(A)7.6～48.0メートル	1,641.1メートル
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字菅生野2305番２まで		(B)11.0～60.0メートル	1,531.0メートル
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字加治ノ下5721番４まで	旧	(A)7.6～48.0メートル	1,641.1メートル
新発田市中々山字姥ケ渕359番１から 同市上赤谷字加治ノ下5725番３まで		(B)11.0～60.0メートル	1,609.0メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。